

江戸川左岸流域下水道事業全体計画の変更について

令和6年8月15日
県土整備部 都市整備局下水道課

県では、令和5年2月3日付けに国より示された「東京湾流域別下水道整備総合計画基本方針」に基づき、現在県で見直しを行っている「東京湾流域別下水道整備総合計画」の内容を反映するため、流域関連市と調整を図りながら、「江戸川左岸流域下水道事業全体計画」の見直しを行い、令和6年8月に全体計画を策定しました。

1 流域概要

本県には印旛沼流域下水道、江戸川左岸流域下水道、手賀沼流域下水道の3流域下水道が計画されており、江戸川左岸流域下水道の関連市は野田市、流山市、柏市、松戸市、市川市、鎌ヶ谷市、船橋市、浦安市の8市である。現在は江戸川第1終末処理場(一部供用)、江戸川第2終末処理場で処理を行っている。

2 主な変更点

(1) 計画目標年次

令和31年度（前計画：令和6年度）

(2) 下水道計画区域

19,623.83ha（前計画：20,417.20ha）

(3) 下水道計画人口

1,378,800人（前計画：1,421,100人）

(4) 計画汚水量

日平均 523,670m³/日（前計画：564,860m³/日）

(5) 終末処理場の施設計画

計画汚水量の減少により、江戸川第1終末処理場の処理系列数を9系列から8系列に変更